⑸ Fulfillment place : The place specified by the Deputy Assistant Regional Commissioner.

⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① Not come under Article 70 of Cabinet Order concerning The Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ Have Grade "A, B or C in offer of services" in terms of the qualification for participating in tenders by Organizations in the Kyusyu・Okinawa area related to the Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019, 2020 and 2021.

④ Have not received suspension of Designated contractor status, etc. From any ministry or agency (including person specially qualified by Officials in charge of disbursement Of the procuring entity).

⑤ An eligible person is a person whose business condition and credit are deemed not to be a severe degradation, and who is sure to implement the contract.

⑥ Other requirements for participating in this tender refer to Tender explanation.

⑺ Time-limit for tender : 5 : 00 PM, June 12, 2020.

⑻ Other : For details concerning this tender refer to the Tender explanation.

⑼ Contact point for the notice : YAMAGUCHI Takuya. Procurement Section, Accounts Division, Kumamoto Regional Taxation Bureau, 2―10―1 Kasuga Nishi-Ku Kumamoto City 860―8603 Japan, TEL 096―354―6171 ex. 6062

⑽ Language and currency in this tender or contact procedure : Japanese, yen only

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年４月21日

支出負担行為担当官

中部森林管理局長　吉村　　洋

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　20

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　航空レーザ計測業務（小渋川地区ほか）

⑶　業務場所　長野県下伊那郡大鹿村小渋川地区ほか

⑷　業務内容　航空レーザ計測　266.74㎢

⑸　履行期間　令和２年11月30日まで。

⑹　本業務は、入札等を電子入札システムで行う業務であり、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書等を電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に規定する基準に基づく価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。

⑻　本業務は、予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合、落札価格が業務品質確保の観点から中部森林管理局長が定める価格を下回った場合、業務の履行に当たり契約相手方に一定の義務を課す業務である。

⑼　本業務は、入札者の提示する専門的知識・技術・創意等によって、調達価格に比して事業の成果に相当程度の差異が生じるため、業務の実施方針等に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による業務である。

⑽　上記⑺又は⑻に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

２　競争参加資格要件等

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　中部森林管理局における平成31・32年度の測量・建設コンサルタント等業務に係るＡ等級、Ｂ等級又はＣ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

⑷　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日付け建設省告示第717号）に基づく森林土木部門の登録を受けていること。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成17年度以降に元請けとして、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。

ただし、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した業務の実績である場合にあっては、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成22年３月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）第４の３に規定する業務成績評定表の業務成績評定点（以下「業務成績評定点」という。）が60点未満のものを除く。

同種業務：航空レーザ測量

⑺　中部森林管理局長等（中部森林管理局管内の森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した業務で当該業務と同種業務のうち、平成30年４月１日から令和２年３月31日までの２年間に完成した業務の実績がある場合であって、業務成績評定を実施している場合においては、当該業務に係る業務成績評定点の平均が60点以上であること。

⑻　当該業務に係る技術提案書が適正であること。

なお、技術提案書の提出がない場合又は技術提案書に提案内容がほとんど記載されておらず、提案内容を判断できない場合であって、業務が適切に履行できないと判断される者には競争参加資格を与えない。

⑼　次に掲げる基準を全て満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

ア　技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士若しくは技術士補の登録（総合技術監理部門（森林―森林土木）又は森林部門（森林土木）の登録に限る。）を受けた者、（一社）建設コンサルタンツ協会が行うＲＣＣＭの登録（森林土木の登録に限る。）を受けた者又は次のいずれかに該当する者。

(ｱ)　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第108条の２に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後、森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者。

(ｲ)　短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後、森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者。